

市役所からの お知らせ

税

平成30年度の償却資産申告は
来年1月31日までに

市内で、会社や個人で工場・商店等を経営し、その事業のために構築物・機械・器具・備品等の事業用資産（償却資産）を所有している事業者は、毎年1月1日現在の資産状況を市に申告しなければなりません。申告用紙は、申告が必要と思われる事業者へ今月中旬に送付します。（新規に事業所を開設した等、申告の必要が生じたにもかかわらず、申告用紙が届かない場合はご連絡ください）

申告期限 平成30年1月31日まで
申告の方法

初めて申告される方

平成30年1月1日現在で所有しているすべての資産について申告してください。

前年度に申告された方

平成29年1月2日から平成30年1月1日までの間に増加・減少・変更した資産を所定の明細書に記載し、申告書に添えて提出してください。

なお、前年度と資産内容が変わらない場合や前年度免税点未満（課税標準額150万円未満）の場合、廃業や解散などによって資産がなくなった場合も申告が必要となります。※平成29年度に申告された方で、申告内容に誤り等があった場合は、速やかに修正申告をしてください。

問合せ 税務課

☎ (275) 6109

未登記家屋の所有者が変わった場合は名義変更の手続きを

既存の未登記家屋の所有者が売買や贈与、相続等で変更された場合は、

税務課固定資産税係で名義変更の手続きを行ってください。なお、法務局で登記手続きをされる場合は必要ありません。

手続きが遅れると、以前の所有者に課税されますのでご注意ください。

問合せ 税務課

☎ (275) 6109

税金の納め忘れはありませんか？

皆さんから納めていただく税金は、福祉・教育などの行政サービスやまちづくりに使われる大切な財源です。

問合せ：税務課 ☎ (275) 6094

督促状の送付	納期限を過ぎても未納である方に督促状を発送し、納付をお願いします。納期限が過ぎますと延滞金等が加算されます。
文書催告や差押予告の送付	督促状発送後も納付されない場合は、文書等により再度納付をお願いします。
財産調査	納付されない方に対して、勤務先や金融機関等へ財産調査を行います。
財産の差押	財産調査で発見した滞納者の財産に対し、差し押さえを行います。（給与・預貯金・不動産・保険等）
財産の換価	差し押さえた財産を公売・取立てにより換価し、滞納市税等に充てます。

※財産調査や差し押さえを行うことは、法律により本人の同意を得ることなく行う事ができます。

12月は税収確保重点月間です

期間中、府税の税収確保を推進するための取り組みを強化します。自主納税に協力いただけない滞納者に対しては、税の公平性を確保するため厳正な滞納処分を実施します。

問合せ：泉北府税事務所 ☎ (238) 7221

今月が納期限の税金

〈都市計画税〉
〈固定資産税〉
第3期分

12月20日までに近隣の金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

宅地内の道路は
非課税となる場合があります

宅地の一部が道路として何ら制約
を設けずに使用されている場合は、
道路部分が非課税となることがあり
ます。非課税の適用を受けるには、
道路部分が記載された測量図等とあ
わせて申告書の提出が必要です。

問合先 税務課

☎ (275) 6109

家屋を新築・増築すれば登記申
請が必要です

家屋の新築・増築等、または取り
壊し（一部取り壊しを含む）をした
ときは、法務局への登記申請が義務
づけられています。登記手続きが
遅れている場合は、税務課へ届出を
してください。

問合先 税務課

☎ (275) 6109

国民年金

国民年金保険料の納め忘れはあ
りませんか？

20歳以上60歳未満の自営業者や学
生、フリーター、無職の人など、国
民年金第1号被保険者の皆さん、保
険料の納め忘れはありませんか？

保険料は、日本年金機構から送付
される納付案内書で毎月の保険料を
納めていただくことになっています。
（納付案内書をお持ちでない場合は、
堺西年金事務所 ☎ (243) 7900へご
連絡ください。）

保険料の納め忘れがあると、将来
受け取る老齢基礎年金の額が少なく
なったり、場合によっては年金が受
けられなくなることがあります。ま
た、万一のときに障害基礎年金や遺
族基礎年金が受けられなくなること
もあるので、納め忘れがないか今一
度ご確認ください。

保険料の納付には、時間と手間が
かからず便利で安心な口座振替のご
利用をお勧めします。また、割引き
のあるお得な振替方法（毎月・半年
前納・1年前納・2年前納）もあり

～事業者の皆さんへ～

■ 平成30年度入札参加資格審査申請（追加登録）

市が発注する建設工事等の入札参加希望者の申請を受け
付けます。なお、申請書類は契約検査課で配布しています。
（ホームページからダウンロード可）

業 種 建設工事、測量・建設コンサルタント等
物品・製造等、役務

参加資格有効期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

受付期間（全業種共通） 平成30年1月18日～25日

申請書類 入札参加資格審査申請書・市が指定する補足書類
・業者カード

申請方法 市内業者：持参のみ
※受付期間中の午前9時～午後5時に契約検査課へ。
（土・日曜日、平日の正午～午後1時を除く）

市外業者：郵送（消印有効）のみ
※申請書類を簡易書留で契約検査課へ。
※封筒には必ず「入札参加資格申請書類在中」及び希望業
種を朱書きし、申請業種毎に個別に郵送してください。

問合先 契約検査課 ☎ (275) 6209

■ 学校給食用物資納入業者の登録

高石市学校給食会では、学校給食物
資納入業者の登録を受け付けます。

登録有効期間 平成30年4月1日
～平成32年3月31日

申請・問合先 教育総務課で配布して
いる申請用紙に必要事
項を記入し、12月11日
～22日（必着）に教育総
務課 ☎ (275) 6428へ持
参または郵送



ます。

□座振替を利用する場合は、□座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関の届出印）し、市民課で申し込みをしてください。

問合先 市民課

☎ (275) 6241

国民年金基金で ゆとりのある人生を

国民年金基金は、国民年金にゆとりをプラスすることができ、自分で入る公的な個人年金です。



掛金は全額所得控除なので税金がトクで、基本は終身年金なので、一生お受け取りができます。60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。

※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外

資料請求・ご相談は、府国民年金基金 ☎ 0120(65)4192 へお問い合わせください。

各種

確定申告用の
保険料納付済証明を送付します

平成29年中に各種保険料を納付された方に、確定申告に必要な保険料納付済証明を1月下旬に送付します。
※事前に証明が必要な場合は、納付予定額にて送付するので、健幸づくり課の各問合先へご連絡ください。

■国民健康保険：「国民健康保険料納付済通知書」

問合先 健康保険係 ☎ (275) 6374

■後期高齢者医療保険：「後期高齢者医療保険料納付済通知書」

問合先 健康保険係 ☎ (275) 6392

■介護保険：「介護保険料納付済通知書」

問合先 介護保険係 ☎ (275) 6329



市営住宅（空き家）入居者募集！

■募集住宅

富木南住宅（取石7丁目13-1）

一般世帯向け3DK 1戸
5階 入居人数2人以上

富木第二住宅（西取石3丁目3-10）

一般世帯向け3LDK 2戸
4・5階 入居人数3人以上
車いす常用者世帯向け3DK 1戸
1階 入居人数2人以上

※富木南住宅はエレベーターなし

■入居可能日

平成30年4月1日

■入居資格

申込日に市内在住・在勤の方
※収入基準等、その他申込要件あり。

■申込み・問合先

建築住宅課 ☎ (275) 6479 で配布している申込用紙に必要事項を記入し、12月20日までに建築住宅課へ郵送（消印有効）または持参。

自転車の安全確保に向けて

自転車安全運転講習会

自転車を利用する皆さんの事故防止を目的として“自転車安全運転講習会”を開催します。

交通ルールやまちに潜む危険などについて解説します。自転車を乗り始めた児童・瞬時の判断が苦手と感じられている高齢の方はぜひ受講してください。

日 程	時 間	場 所
12月26日(火)	午後2時～3時	市役所(別館1階)

対象 市内在住の小学生と保護者、65歳以上の方

募集 各50人（先着順） 参加費 無料

申込 事前に土木公園課（電話申込可）へ

自転車ヘルメット購入費用の一部補助

上の講習会受講後に自転車用ヘルメットを購入されると購入費用の一部を補助します。申請書は講習会で配付します。

対象 前述の講習会を受講後に購入したもの

補助額 購入費用の半額 ※上限2000円

問合先 土木公園課 ☎ (275) 6478

国保の12月の納期は25日です

国民健康保険料の12月の納期限は25日なので、お忘れのないようにお願いします。口座振替を利用されている方は、預貯金残額にご注意ください。

問合せ 健康づくり課

☎ (275) 6374

コミュニティ助成事業 宝くじの助成金で備品を整備

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動に対して助成事業を行っています。

平成29年度は、一般コミュニティ助成事業を活用し、市内の14自治会がコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

問合せ 秘書課

☎ (275) 6082

水道水の水質検査結果

平成29年10月採水分

項目	基準値	検査結果値
一般細菌	1ml中100以下	0
大腸菌群	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.79mg/l
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未満
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
塩化物イオン	200mg/l以下	19.4mg/l
有機物(全有機炭素の量)	3mg/l以下	1.0mg/l
pH値	5.8~8.6	7.55
平均遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.5mg/l
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未満
濁度	2度以下	0.1度未満

※検査結果値は、本市の代表的な水質の値です。

※基準値は、水道法に定められている値です。

※pHとは、水道水1ℓ中に解けている物質の重さです。

なお、水質検査計画と検査結果の詳細は、行政資料コーナー及び上下水道課の窓口またはホームページで閲覧できます。

問合せ 上下水道課

☎ (275) 6426

訪問して買い取りを行う 業者との契約は慎重に

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意できないことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらない洋服等を出したが「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪等を含めて2万5千円で買い取ってもらった。その後、形見の指輪を渡したことを後悔し、また買い取り価格が安すぎると思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。(60歳代 女性)



自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。訪問購入はクーリング・オフが出来ます(法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間)。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

人権週間

昭和23年の国際連合第3回総会において、世界人権宣言が採択されたのを記念して、採択日である12月10日を「人権デー」とし、さらに我が国では、この日を最終日とする1週間を「人権週間」と定めています。

さて、本年も「人権週間」にちなみ、改めて人権とは何か、人権の特徴、そして人権思想の誕生から、世界人権宣言採択への経緯についてを見ていくことにします。

人権とは、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」（平成11年国の人権擁護審議会答申）と定義されています。わかりやすく言うと、「人間が人間らしく生きていくうえで欠くことのできない、誰もが生まれながらに持っている様々な権利」ということで、私たち一人ひとりの自由や平等を保障し、安全に、安心して日常生活を送れるために不可欠な権利の集まりということになります。

人権の特徴については、第一に、人権は人が生きて存在しているという事実そのもので、生涯決して失うことも、他人に譲

ることもできない諸権利であるということ。第二には、その諸権利がバラバラに切り離せず、たがいに補いあい関係しあっています。どれか一つでも否定されれば、人間らしく生きることができなくなり、人権全体が否定されたのと同じことになります。そして第三には、人権は普遍性を持っています。人種・皮膚の色・性別・言語・宗教・政治上その他の意見・国籍などの違いに関係なく、世界中のすべての人々が、等しく人権がもたらす利益を受ける資格をもっているのです。

このような特徴を持つ人権はどのような経緯を経て今日に至ったのでしょうか。近代人権思想は、まず1215年イギリスの「マグナ・カルタ」（大憲章）に成文化されました。そして1776年の「アメリカ独立宣言」において、人はみな生まれながらに等しく、侵されることのない生まれながらの権利をもっているという考えが取り入れられ、その後1789年に出された「フランス人権宣言」は、人は生まれながらに、自由で平等であると宣言し、国民主権の

原理を明らかにしました。これがその後の各国の憲法の柱になっていきました。このように200年以上も前に、今日の人権論の基礎となるものが成立しました。20世紀では、二度にわたる世界大戦の反省と、社会の変化により人・物・情報国境を容易に超えるようになった状況を踏まえると、人権の保障は一国の課題ではなくなってきたことから、すべての国・人民が達成すべき共通の基準として、世界人権宣言が採択されました。世界人権宣言は、前文と30カ条から構成されています。前文では、この宣言の性格や成立に至るまでの歴史的経緯に言及。条文については、自由、平等、生命・安全の権利、公正で公平な裁判を受ける権利、プライバシーを守られる権利など市民的・政治的権利が掲げられ、さらには、教育を受ける権利、家族を養う権利、労働する権利、適切な水準の生活をする権利など社会的・経済的・文化的権利を宣言しています。

人権推進課
☎(275) 6279

■通常時（命の危険がない時）

「何かお手伝いしましょうか？」

目が不自由な人は、困った時に自分から人をさがして声をかけることが難しいです。だから、困っている人に気がついたら、ひと声をかけてください。（いきなり腕や杖をつかまないようにしてください）

■危険を感じた時

「あぶない！止まって！」

迷わず呼びかけてください。事故になる直前の緊急時のみ、腕をつかんでもかまいません。



あなたの
ひと声

が目の不自由な人の
支えになります

問合先 高齢・障がい福祉課 ☎(275)6294

平成 28 年度 人事行政の運営等の状況



高石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成28年度の市職員の給与・定員管理の状況等について、その概要を公表します。なお、詳しい状況はホームページ及び市役所 2 階行政資料コーナーをご覧ください。

問合先 人事課 ☎(275)6199



職員の任免及び職員数

▶採用の状況

一般職員…………… 12 人（試験）
再任用職員…………… 15 人（選考）
再任用短時間勤務職員… 39 人（選考）

▶退職の状況

一般職員…………… 20 人（定年 12 人）
再任用職員…………… 2 人
再任用短時間勤務職員… 5 人

▶一般職員の部門別職員数の状況

（各年 4 月 1 日現在）

		一般行政部門									特別行政部門	公営企業等会計部門			合 計
		議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農水	商工	土木	教育	水道	下水道	その他	
一般職員数	H28年度	6	76	18	105	18	2	2	2	49	50	13	6	15	362
	H29年度	6	73	19	87	19	2	2	2	47	64	11	6	15	353
対 前 年 度 増 減 数		0	-3	1	-18	1	0	0	0	-2	14	-2	0	0	-9

※主な増減理由…業務増・事務の合理化・退職者不補充等。

職員の給与

▶人件費の状況

（平成 28 年度普通会計決算）

	住民基本台帳人口(年度末)	①歳出額	実質収支	⑥人件費	人件費比率 ⑥/①
平成28年度	5万8,022人	225億3,509万5千円	1億 839万1千円	34億6,843万3千円	15.4%

▶職員給与費の状況

（平成 29 年度一般会計予算）

	①職員数	給与費				1人当たり給与費 ⑥/①
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	⑥合計	
平成29年度	361人	13億1,581万円	3億2,566万9千円	5億5,400万5千円	21億9,548万4千円	608万2千円

※職員数には再任用職員・再任用短時間勤務職員を含む。また、職員手当には退職手当を含みません。

▶平均給料月額等及び平均年齢

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	30万4,800円	39万3,900円	41.3歳

▶初任給

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

		高石市	国
一般行政職	大学卒	18万4,800円	総合職 19万1,700円 一般職 17万8,200円
	高校卒	15万5,800円	一般職 14万6,100円

▶特別職の給料等

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

役 職	給料(報酬)	期末手当	退職手当
市 長	87万円	6 月期	①×50/100
副市長	76万円	…2.075月分	①×28/100
議 長	58万円	12月期	—
副議長	55万円	…2.225月分	—
議 員	52万円	計…4.30月分	—

① = 給料月額 × 在職月数。

職員の手当

▶ 職員手当の状況

(平成 28 年度)

	6月期	12月期	合 計		加算措置
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.60月分	4.30月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%～20%
勤勉手当	0.80 月分	0.90 月分	1.70月分		
1人当たりの平均支給額 …… 161万円					

※支給率は国と同様

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

	区 分	自己都合	勸奨・定年	加算措置
退職手当	勤続20年	20.455 月分	27.405 月分	定年前早期退職特例措置による加算措置 2%～20%
	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	

1 人当たりの平均支給額 …… 《自己都合》1,087 万 5 千円、《勸奨・定年》2,274 万 3 千円

※支給率は国と同様

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

	支給率 (国の支給率)	支給対象職員	支給対象地域	支給実績 (平成28年度普通会計決算)
地域手当	11% (15%)	全職員	全域	1 億 5,257 万 9 千円

1 人当たりの平均支給年額 …… 45 万円 (平成28年度普通会計決算)

▶ その他の手当

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

特殊勤務手当	職員全体に占める 手当支給職員の割合 (平成28年度)	支給職員1人当たりの 平均支給年額 (平成28年度普通会計決算)	手当の種類	支給実績 (平成28年度普通会計決算)
	2.1%	2万4千円	8種類	17万1千円
時間外勤務手当	支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成28年度普通会計決算)		支給実績 (平成28年度普通会計決算)	
	23万5千円		5,138万3千円	
扶養手当	配偶者1万円、子8,000円、父母等6,500円等			
住居手当	月額2万7千円を最高支給限度額とし、その範囲内で支給 (持ち家の職員は手当なし)			
通勤手当	交通機関利用者に対し、1 か月当たりの運賃相当額が5万5千円以下については運賃相当額			

勤務時間その他の

勤務条件の状況

▶ 勤務時間

正規の勤務時間…週 38 時間 45 分
勤務開始時刻…午前 9 時、勤務終了時刻…午後 5 時 30 分
休憩時間…正午～午後 0 時 45 分

▶ 特別休暇等

結婚休暇…8 日、子の看護のための休暇…5 日
親族の喪に服するための休暇…1～7 日
骨髄提供のための休暇…必要期間 など

職員の分限及び

懲戒処分の状況

▶ 分限処分 (地方公務員法第 28 条)

市長部局等…休職 6 件、教育委員会…休職 3 件

▶ 懲戒処分 (地方公務員法第 29 条)

市長部局等…免職 0 件・停職 0 件、教育委員会…免職 0 件・停職 0 件

服 務

▶ 職務専念義務の免除

市長部局等…78 件、教育委員会…31 件

▶ 兼業許可等

市長部局等…52 件、教育委員会…2 件

職員の研修

▶ 職場研修

一般職員研修…新規採用職員研修・人材育成型人事評価研修・政策形成研修等

特別研修…救命救急研修・人権問題研修・認知症サポーター研修等

▶ 派遣研修

おおさか市町村職員研修研究センター
市町村職員中央研修所
全国市町村国際文化研修所等

平成28年度決算 平成29年度執行状況

財政状況を公表します

財政状況の公表は、

地方自治法第243条の3第1項並びに「財政状況」の作成及び公表に関する条例に基づき、市の財政について十分なご理解をいただくとともに、市の財政運営に対して、より一層のご協力をお願いするために毎年2回定期的に公表しています。

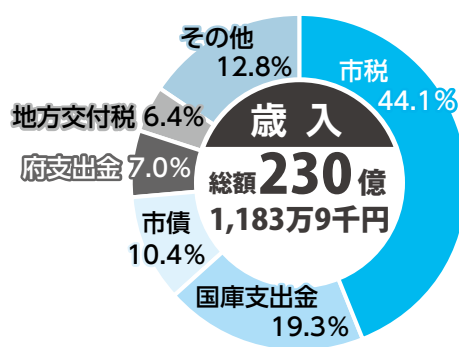
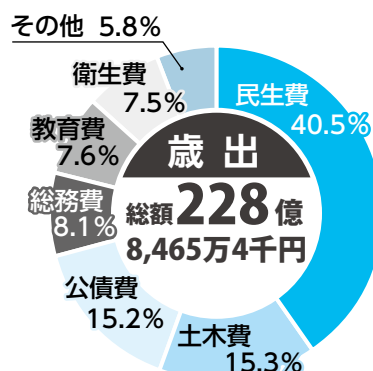
今月号では、平成28年度の決算状況および平成29年4月1日～9月30日までの市の財政状況（平成29年9月30日現在）についてお知らせします。

問合せ 財政課

☎ (275) 6084

平成28年度 決算状況

一般会計 実質収支は、約1億839万1千円の黒字！



民生費	…92億5,661万8千円 (40.5%)
土木費	…34億9,835万1千円 (15.3%)
公債費	…34億7,667万8千円 (15.2%)
総務費	…18億4,727万3千円 (8.1%)
教育費	…17億3,637万8千円 (7.6%)
衛生費	…17億2,147万円 (7.5%)
その他	…13億4,788万6千円 (5.8%)

市税	…101億5,615万4千円 (44.1%)
国庫支出金	…44億4,800万4千円 (19.3%)
市債	…23億9,717万円 (10.4%)
府支出金	…16億1,752万2千円 (7.0%)
地方交付税	…14億6,812万4千円 (6.4%)
その他	…29億2,486万5千円 (12.8%)

市の歳入の多くは、皆さんから納めていただく市税によって成り立っています。市税は、皆さんの生活を豊かにするために役立てられています。また、都市計画税は、街路・下水道・公園などの都市計画事業に充てられています。なお、歳入歳出差引残額のうち翌年度へ繰り越した事業に充当すべき財源が1,879万4千円となるため、実質収支額は、1億839万1千円となります。

歳入「その他」に含む地方消費税交付金について

平成26年4月1日に消費税が8%に引上げられ、引上げ分の地方消費税収については社会保障4経費（年金・子育て・医療・介護）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。上記経費の充当状況は、ホームページで公表しています。

平成28年度決算の 主な事業と内容

高石市市制施行
50周年記念事業



天女サミットなどの記念ウィーク事業・シ

サイドフェスティバルの拡充・市民主体の記念事業への支援等を実施し、市民の皆さんとともに記念すべき50周年を祝しました。

子育てウェルカムステーション「HUGOOD(ハグッド)」



あそび場だけでなく、地域の子育て支援拠点としての機能も備えています。高石

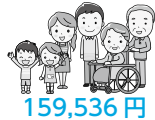
に合わせてカスタマイズしたボーネルンドと一緒につくったあそび場は、全国初の自治体コラボとしても注目されました。



市民1人あたりに
使われたお金 **39万4,413円**

市民1人あたりに使われたお金の内訳

民生費



159,536円

医療費の助成、高齢者・障がい者等の福祉施策など

土木費



60,294円

道路・公園・河川の整備事業など

公債費



59,920円

市の借入金の元金・利子償還金など

総務費



31,837円

市税の賦課・戸籍・選挙事務など

教育費



29,926円

学校施設の整備、図書館の管理運営、スポーツ振興など

衛生費



29,669円

健康づくり・ごみ処理・リサイクル推進など

特別会計

特別会計とは、一般会計とは切り離して独立した経理が行われる会計のこと。各特別会計には予算があり、一般会計における単一会計主義の原則に対する例外とされています。特別会計は、下水道や国民健康保険などの事業における使用料や保険料などの歳入をもってそれぞれの事業を行います。

(千円)

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険	7,922,884	8,658,293	-735,409
後期高齢者医療保険	801,100	765,186	35,914
公共下水道事業	2,648,873	2,621,786	27,087
墓地事業	6,184	6,184	0
介護保険	4,737,941	4,594,646	143,295
合計	16,116,982	16,646,095	-529,113



市民1人あたりの
市税負担の金額 **17万5,040円**

市民1人あたりの市税負担の内訳

固定資産税



88,936円

市民税



64,187円

都市計画税



15,364円

市たばこ税



5,387円

軽自動車税



1,166円

※ 歳出・歳入ともに平成29年3月31日の人口(58,022人)を基に算出

水道事業会計

水道事業会計は企業会計方式により経理を行い、経営成績を表す「損益計算書」と財政状態を表す「貸借対照表」で決算を表します。水道事業は皆さんの水道料金の収入をもって、安全で安心な給水サービスに努めています。

損益計算書

(千円)

貸借対照表

(千円)

費用	収益	資産	負債・資本
営業費用 1,239,242	営業収益 1,248,092	流動資産 2,108,935	流動負債 440,059
営業外費用 22,052			固定負債 1,192,587
特別損失 627	営業外収益 77,954	固定資産 3,813,597 (減価償却累計額 △4,705,618)	繰延収益 938,897
当年度純利益 64,125			資本 3,350,989
合計 1,326,046	合計 1,326,046	合計 5,922,532	合計 5,922,532

了しました。市内の南海本線の踏切遮断時間が短縮され、交通渋滞の緩和につながっています。引き続き、早期完成に向けて取り組みを進めていきます。



平成28年5月14日に南海本線(関西空港・和歌山市方面行き)の高架切り替えが完了しました。

南海本線・高師浜線
連続立体交差事業

国と連携した実証実験として先進的に取り組みました。貯まったポイントを商品券に交換することで地域経済にも寄与しています。



日々の健康づくりに対して、商品券などに交換できるポイントが貯まる制度。

スマートウェルネスシティ
健康ポイント事業

健全化判断比率等からみる 市の財政状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、財政の健全性を表す健全化判断比率等の算定・公表が義務付けられています。

この指標が、財政健全化基準を上回ると、財政健全化計画等を策定し、財政の早期健全化を図ることとなります。

本市の平成 28 年度決算における健全化判断比率等については、国が定める早期健全化基準や経営健全化基準には達しておらず、健全な財政が保たれていることを示しています。

健全化判断比率等

指 標	解 説	28 年度比率
実質赤字比率	1年間の収入に対する一般会計等の赤字の割合 (早期健全化基準：12.94%、財政再生基準：20%)	赤字なし
連結実質赤字比率	1年間の収入に対する市全体の赤字の割合 (早期健全化基準：17.94%、財政再生基準：30%)	赤字なし
実質公債費比率	1年間の収入に対する1年間に支払った公債費 (借金返済)等の割合 (早期健全化基準：25%、財政再生基準：35%)	15.4%
将来負担比率	1年間の収入に対する今後支払わなければならない公債費等の割合 (早期健全化基準：350%)	178.5%
資金不足比率 〔水道事業会計〕 〔公共下水道事業特別会計〕	1年間の事業規模に対する資金不足額の割合 (経営健全化基準：いずれも 20%)	赤字なし 赤字なし

対象範囲

一般会計等(普通会計)	公営事業会計	一部事務組合 広域連合	地方公社 第三セクター等
	公営企業会計		
実質赤字比率	資金不足比率		
	連結実質赤字比率		
	実質公債費比率		
	将来負担比率		

平成 28 年度 資産と借入金

資産

●公有財産

土 地：61万1,774.56㎡

建 物：19万4,384.64㎡

●目的基金

現在高：61億1,889万5千円

※ 目的基金のうち、一般会計が 29 億 2 千万円の借入れを行っており、実質的な目的基金等は 31 億 9,889 万 5 千円となります。

借入金

公債の残高：555億3,204万9千円

土地開発公社に対する
債務保証額：9億6,400万円



実質的な後年の債務

564億9,604万9千円

公債 … 主に道路や学校、公園などの建設事業に充当するために、市が金融機関等から借り入れた債務です。

一時借入金 … 一時的な現金不足が生じた場合に、その支払資金の不足を補うために金融機関等から借り入れる金銭であり、その年度内の歳入をもって償還されるという点で公債と区別されます。

■一時借入金

(千円)

会計名	現在高
国民健康保険特別会計	1,200,000

■公債の残高

(千円)

会計等	未償還元金
一般会計	35,686,552
公共下水道事業特別会計	14,800,733
水道事業会計	1,056,848
小 計	51,544,133
泉北環境整備施設組合	3,905,921
公共下水道	3,469,207
ごみ処理	387,017
し尿処理	39,507
都市下水道	890
その他	9,300
高石市泉大津市墓地組合	81,995
小 計	3,987,916
合 計	55,532,049

一部事務組合

■一般会計借入金の借入先・目的別明細

借入先	未償還元金(千円)
財 務 省	12,145,307
(旧) 日本郵政公社	452,625
大 阪 府	1,023,238
地方公共団体金融機構	11,518,584
その他	10,546,798
合 計	35,686,552
目的別	未償還元金(千円)
都市計画	10,546,187
会 館	2,533,760
病 院	1,715,341
義務教育	763,967
土 木	581,770
公営住宅	132,830
レクリエーションスポーツ場	131,138
児童福祉	127,722
その他	19,153,837
合 計	35,686,552

平成 29 年度

上 半 期 執 行 状 況

※平成29年9月30日現在

一般会計 255 億 1,681 万 8 千円

歳 出 (執行率: 40.2%)

科目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	予算比 (%)
総務費	1,808,335	632,968	35.0
民生費	9,906,966	4,273,664	43.1
衛生費	1,822,955	651,214	35.7
土木費	5,254,608	1,704,484	32.4
教育費	2,150,966	780,652	36.3
公債費	3,382,650	1,691,426	50.0
その他	1,190,338	527,473	44.3
合 計	25,516,818	10,261,881	40.2

歳 入 (執行率: 41.9%)

科目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	予算比 (%)
市 税	10,389,000	6,421,372	61.8
地方交付税	1,219,000	943,734	77.4
国庫支出金	5,032,050	1,683,428	33.5
府 支 出 金	1,686,057	330,481	19.6
市 債	3,570,340	244,840	6.9
そ の 他	3,620,371	1,073,197	29.6
合 計	25,516,818	10,697,052	41.9

特別会計 174 億 7,525 万円

水道事業会計 57 億 8,639 万 8 千円

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
国民健康保険	8,910,211	3,223,815	4,466,369
後期高齢者医療保険	845,421	326,171	254,149
公共下水道事業	2,661,798	1,254,280	866,995
墓 地 事 業	7,580	5,030	1,143
介 護 保 険	5,050,240	2,169,760	1,930,831
合 計	17,475,250	6,979,056	7,519,487

損益計算書 (千円)		貸借対照表 (千円)	
費用	収益	資産	負債・資本
営業費用 485,783	営業収益 541,773	流動資産 1,939,875	流動負債 251,623
営業外費用 10,223		固定資産 3,846,523 〔減価償却累計額 △4,778,411〕	固定負債 1,192,587
特別損失 104			繰延収益 915,694
当年度純利益 75,505	営業外収益 29,842	資本 3,426,494	
合 計 571,615	合 計 571,615	合 計 5,786,398	合 計 5,786,398

～ 債 務 の 全 面 的 な 解 消 ～

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき、公共用地の管理・処分等を行っています。市からの依頼により取得し保有する土地は右のとおりです。この取得費用は金融機関からの借入金でまかなっており、市が債務保証を行っています。

市は、第五次高石市財政健全化計画案に基づき、公社の債務の全面的な解消に向け、平成 32 年度までに公社を解散させるべく取組んでいます。

土地開発公社の状況

	保有面積 (㎡)	保有高 (千円)
土地取得費	3,460.39	1,371,370
補償費等	—	306,305
支払利息	—	705,233
合 計	3,460.39	2,382,908

平成29年9月30日現在